

## 保有個人情報の開示の方法に関する定め

国税庁における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）第 13 条第 2 項に基づく保有個人情報の開示の方法は、次のとおりとする。

1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

ただし、(3)及び(4)に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、国税庁（平成 17 年 3 月 15 日付国税庁告示第 6 号により国税庁長官の権限又は事務の委任を受けた者による保有個人情報の開示の場合は、当該委任を受けた権限又は事務を所掌する機関。以下同じ。）がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により開示の実施を行うことができる場合に限る。

(1) 当該文書又は図画（法第 24 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、(2)に規定するもの）の閲覧

(2) 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（(3)に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの交付

(3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

(4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

(1) 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

(2) 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

3 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

(1) 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製したものの交付

4 上記2及び3に該当しない電磁的記録に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、国税庁が保有するプログラムにより開示の実施を行うことができる場合に限る。

(1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

(2) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（(4)に掲げる方法に該当するものを除く。）

(4) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

(5) 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付（開示請求者を本人とする保有個人情報以外の情報及び不開示情報を容易に区分して除くことができる場合に限る。）

5 上記1から4に掲げる方法により保有個人情報の開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

6 上記2及び3に該当しない電磁的記録については、上記4又は5の実施方法のほか、次に掲げる方法により開示を行うことができる。

(1) 当該電磁的記録を用紙に移記したものの閲覧

(2) 当該電磁的記録を用紙に移記したものの交付